

交渉ノ結果年前十一時頃漸ク交渉纏リ從業員側ハ別記ニノ念
 書ヲ提出シ別記(三)覺書ノ通リ解決セリ
 右及申(通)報候也

別記 (一)

嘆願書

- 一、羽代(註歩合ノコト)ヲ値下サレタシ
 - 二、毎賃ノ甚シク厲マケハ値上サレタシ
 - 三、積載量ヲ左ノ如ク制限サレタシ
 - 四、積合セノ場合ハ幾分料金ヲ増額サレタシ
 - 五、特ニ低料金ノモノハ羽代ヲ免除サレタシ
 - 六、車輛ヲ現在以上増サバハ模制限サレタシ
 - 七、今圓ノ嘆願ニ對シ犧牲者ヲ出サヌ事
- 昭和九年六月一日

山 上 美 喜 三 (印)
 落 合 庄 平 (印)
 岩 城 弘 吉 (印)
 影 山 六 三 郎 (印)
 外 十 七 名

神 主 月 泉 運 送 株 式 會 社 長

関 口 源 吉 殿

別記 (二)

(1)